

御意見及びそれに対する考え方

御意見	考え方
<p>以下、意見を行う。</p> <p>>系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表 >III-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 >III-3-2 照会に対する回答方法【共通】 >(2) 農政局、財務局、沖縄総合事務局又は(略) 不適切と考える。</p> <p>電子メールは偽装や盗聴・改竄があまりに容易であるが、それよりはファックスの方が適切であると考ええる。</p> <p>(その様な状況の存在は総務省のせいであると言ってよい。国内の電気通信役務に関して、電気通信事業者(認定及び届出)についてその全てがTLSでの保護(SMTPoverTLS、STARTTLS)が行われたインターネット上の電子メールの送信及び受信に対応できるようになっていれば、行政や重要事務における電子メールの利用についてもっと前向きな意見が行えるのであるが、国総務省は電気通信役務及び電気通信事業者の管理・監督においてそのようにしていないので、電子メールは依然として信用が行えないものなのである(※個人情報保護法、電気通信事業法、サイバーセキュリティ基本法からすると、電気通信役務契約者の契約関係ページの表示等と同様に、個人情報保護及びサイバーセキュリティのため、電子メールもTLSで保護されるべきとなるもののはずなのではあるが、その当然のはずの推論・所管事業関係の事務管理に懈怠を発生させている。)。完全に総務省の</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>

職務放棄・監督事務懈怠のせいであるのであるが、そういう状況であるので、電子メールについてはその利用の提示について行わないのが適切な状況が存在している事について、省庁は認識されたい。電子メールは、行政事務で用いるべき主たる連絡手段としては現状使えない状況にある。）

であるので、残念な話ではあるが、従前のおり、（電子メール等ではなく）「ファックス等」の記述を行う方が適切であるので、そのようにされたい。

なお、送り状についての宛先については、従前と同様の規定を行うようにされたい。公務所・公務員宛のものであると、刑法における文書等の保護が適用されるので、偽造や改竄に対する備え（犯罪・不正行為へのハードルの高さ）がある事になる。

その様な望ましい点について無くすのは良くないので、宛先についての規定についての規定は行っておくべきと考える。

> (3) 農林水産省経営局金融調整課長又は金融庁担当課室長は、（略）

上と同じであるが、

電子メールは偽装や盗聴・改竄があまりに容易であるが、それよりはファックスの方が適切であると考ええる。

（その様な状況の存在は総務省のせいであると言ってよい。国内の電気通信役務に関して、電気通信事業者（認定及び届出）についてその全てが TLS での保護（SMTPoverTLS、STARTTLS）が行われたインターネット上の電子メールの送信及び受信に対応できるようになっていれば、行政や重要事務における電子メールの利用についてもっと前向きな意見が行えるのであるが、国総務省は電気通信役務及び電気通信事業者の管理・監督においてそのようにしていないので、電子メー

ルは依然として信用が行えないものなのである（※個人情報保護法、電気通信事業法、サイバーセキュリティ基本法からすると、電気通信役務契約者の契約関係ページの表示等と同様に、個人情報保護及びサイバーセキュリティのため、電子メールも TLS で保護されるべきとなるもののはずなのではあるが、その当然のはずの推論・所管事業関係の事務管理に懈怠を発生させている。）。完全に総務省の職務放棄・監督事務懈怠のせいであるのであるが、そういう状況であるので、電子メールについてはその利用の提示について行わないのが適切な状況が存在している事について、省庁は認識されたい。電子メールは、行政事務で用いるべき主たる連絡手段としては現状使えない状況にある。）

であるので、残念な話ではあるが、従前のとおり、「ファックス」の記述を行う方が適切であるので、そのようにされたい。

>III-5 行政指導等を行う際の留意点等

>III-5-2 面談等を行う際の留意点【共通】

上と同じであるが、

電子メールは偽装や盗聴・改竄があまりに容易であるが、それよりはファックスの方が適切であると考ええる。

（その様な状況の存在は総務省のせいであると言ってよい。国内の電気通信役務に関して、電気通信事業者（認定及び届出）についてその全てが TLS での保護（SMTPoverTLS、STARTTLS）が行われたインターネット上の電子メールの送信及び受信に対応できるようになっていれば、行政や重要事務における電子メールの利用についてもっと前向きな意見が行えるのであるが、国総務省は電気通信役務及び電気通信事業者の管理・監督においてそのようにしていないので、電子メー

ルは依然として信用が行えないものなのである（※個人情報保護法、電気通信事業法、サイバーセキュリティ基本法からすると、電気通信役務契約者の契約関係ページの表示等と同様に、個人情報保護及びサイバーセキュリティのため、電子メールも TLS で保護されるべきとなるものはずなのではあるが、その当然のはずの推論・所管事業関係の事務管理に懈怠を発生させている。）。完全に総務省の職務放棄・監督事務懈怠のせいであるのであるが、そういう状況であるので、電子メールについてはその利用の提示について行わないのが適切な状況が存在している事について、省庁は認識されたい。電子メールは、行政事務で用いるべき主たる連絡手段としては現状使えない状況にある。）

であるので、残念な話ではあるが、従前のおり、（電子メール等ではなく）「ファックス等」の記述を行う方が適切であるので、そのようにされたい。

>記

>2. 照会

>(1) 照会窓口

上と同じであるが、

電子メール（「電磁的記録」とは電子メールの利用を想定して行っている記述と思われるが）は、現状、偽装や盗聴・改竄があまりに容易であるが、それよりはファックスの方が適切であると考ええる。

電磁的記録の提出方法には色々な手段がありはするのではあるが、一応注意すべき事として意見を行っておく。

意見は以上である。	
-----------	--